

福岡県社会福祉審議会資料

【報告事項】

- ① 令和2年度各専門分科会の開催実績について . . . P 1
(民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、
児童福祉専門分科会)
- ② 「福岡県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」の締結について . . . P 5
- ③ 子育て環境の整備について . . . P 7
- ④ 「福岡県障がい者長期計画（第3期）」及び「福岡県障がい者福祉計画（第5期）
・福岡県障がい児福祉計画（第2期）」の策定について . . . P 8
- ⑤ 「働く障がいのある人への支援のための連携協定」の締結について . . . P 11
- ⑥ 「第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画」の策定について . . . P 12

令和2年度民生委員審査専門分科会開催実績

1 分科会開催概要

開催日時：令和2年11月25日（水） 11時00分から12時00分

開催場所：吉塚合同庁舎 特5会議室

出席委員数：8名中6名出席

2 議事

ア 報告事項

- ・ 前回専門分科会以降に行った推薦（会長専決分）及び解嘱具申について
- ・ 今回解嘱の申出のあった解嘱具申について

イ 審議事項

- ・ 民生委員・児童委員（区域担当）の候補者の審査について

3 審議結果

報告事項、審議事項について事務局（福岡県福祉労働部福祉総務課）から説明を行い、全ての内容について承認された。

令和2年度障がい者福祉専門分科会開催実績

1 分科会開催概要

開催日時 令和2年12月17日(木) 14:30～15:40

開催場所 福岡県庁行政棟 10階 特1会議室

2 審議事項

令和3年度(令和2年度補正含む)障がい者(児)福祉施設等の整備について

《 障がい者施設の整備 》

①日中活動系サービスに係る整備	1件
②共同生活援助(グループホーム)に係る整備	6件
③防災・減災に係る施設整備	
・大規模修繕(老朽化した施設の改築)	2件
・大規模修繕(施設の一部改修)	5件

3 審議結果

事務局案のとおり決定

令和2年度老人福祉専門分科会審議結果について

1 第1回老人福祉専門分科会

(1) 分科会開催概要

開催期日：令和2年5月18日（月）～22日（金）

開催場所：新型コロナウイルス感染症対策のため書面にて開催

委員数：8人中8人回答

(2) 審議事項

- ・令和2年度高齢者福祉施設等の採択審査（災害対策等）について

(3) 審議結果

書面にて、事務局案どおり了承を得た。

2 第2回老人福祉専門分科会

(1) 分科会開催概要

開催期日：令和2年12月4日（金）～16日（水）

開催場所：新型コロナウイルス感染症対策のため書面にて開催

委員数：8人中8人回答

(2) 審議事項

- ・令和2年度地域医療介護総合確保促進法に基づく福岡県計画について

(3) 審議結果

書面にて、事務局案どおり了承を得た。

3 第3回老人福祉専門分科会

(1) 分科会開催概要

開催期日：令和3年2月12日（金）～19日（金）

開催場所：新型コロナウイルス感染症対策のため書面にて開催

委員数：8人中8人回答

(2) 審議事項

- ・令和3年度高齢者福祉施設等の採択審査（災害対策等）について

(3) 審議結果

書面にて、事務局案どおり了承を得た。

令和2年度児童福祉専門分科会開催実績

1 開催概要

原則として、毎月第1木曜日に開催
専門分科会の委員定数は12名

2 議事内容

	日付	場所	人数	審議事項	報告事項
第1回	-	-	-	・4月9日開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止	
第2回	5月 (書面審議)	-	12人	・児童福祉施設等整備の個別審査について (放課後児童クラブ室)【青少年育成課】	
第3回	6月4日	福岡県庁 特1会議室	9人	・里親の認定について【久留米児相、田川児相、宗像児相】(13件)	
第4回	7月2日	福岡県中小企業 振興センター	11人	・児童福祉施設等整備の個別審査について (放課後児童クラブ室)【青少年育成課】 ・里親の認定について【福岡児相、久留米児相】(11件)	
第5回	8月6日	博多サンヒルズ ホテル	7人	・保育所設置認可の個別審査について【子育て支援課】 ・里親の認定について【福岡児相、宗像児相】(6件)	
第6回	9月2日	福岡県中小企業 振興センター	10人	・里親の認定について【福岡児相、宗像児相】(5件)	
第7回	10月 (書面審議)	-	12人	・児童福祉施設等整備の個別審査について (放課後児童クラブ室)【青少年育成課】	
第8回	11月5日	吉塚合同庁舎 604B会議室	11人	・里親の認定について【福岡児相、久留米児相、京築児相】(12件) ・保育所設置認可の個別審査について【子育て支援課】	・特別指導監査(日の里西保育園)に関する報告
第9回	1月7日	吉塚合同庁舎 特6会議室	7人	・里親の認定について【福岡児相、宗像児相、京築児相】(8件)	
第10回	2月5日	福岡県中小企業 振興センター	8人	・保育所設置認可の個別審査について【子育て支援課】 ・児童福祉施設等整備の個別審査について (放課後児童クラブ室、乳児院) ・里親の認定について【福岡児相、久留米児相】(7件)	

3 審議結果

事務局及び担当課から説明を行い、全件承認された。

「福岡県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」の締結について

近年、県内外において大規模な災害の発生が相次ぐ中、災害時において、高齢者や障がいのある人などの要配慮者に対する支援体制の充実が求められています。

このたび県では、大規模災害の発生時に要配慮者に対して適切な福祉支援を行うため、福祉専門職による災害派遣福祉チーム（DWA T）の避難所等への派遣に必要な事項について、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会及び福祉関係団体と協定を締結しました。

（DWA T=Disaster Welfare Assistance Teamの略称）

1 協定の概要

(1) 目的

大規模災害※の発生時に、被災自治体からの要請、又は県の判断により、福祉人材で構成された災害派遣福祉チームを被災地の避難所等へ派遣し、高齢者、障がいのある人、妊産婦等の要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、災害関連死等の二次被害の防止を図る。

※ 大規模災害・・・災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害

(2) 主な活動内容

- ・避難所における福祉ニーズの把握、要配慮者のスクリーニング
- ・福祉的な観点での避難所の環境整備
- ・相談対応や介護等の生活支援など、要配慮者への直接支援

2 協定締結日

令和3年3月24日（水曜日）

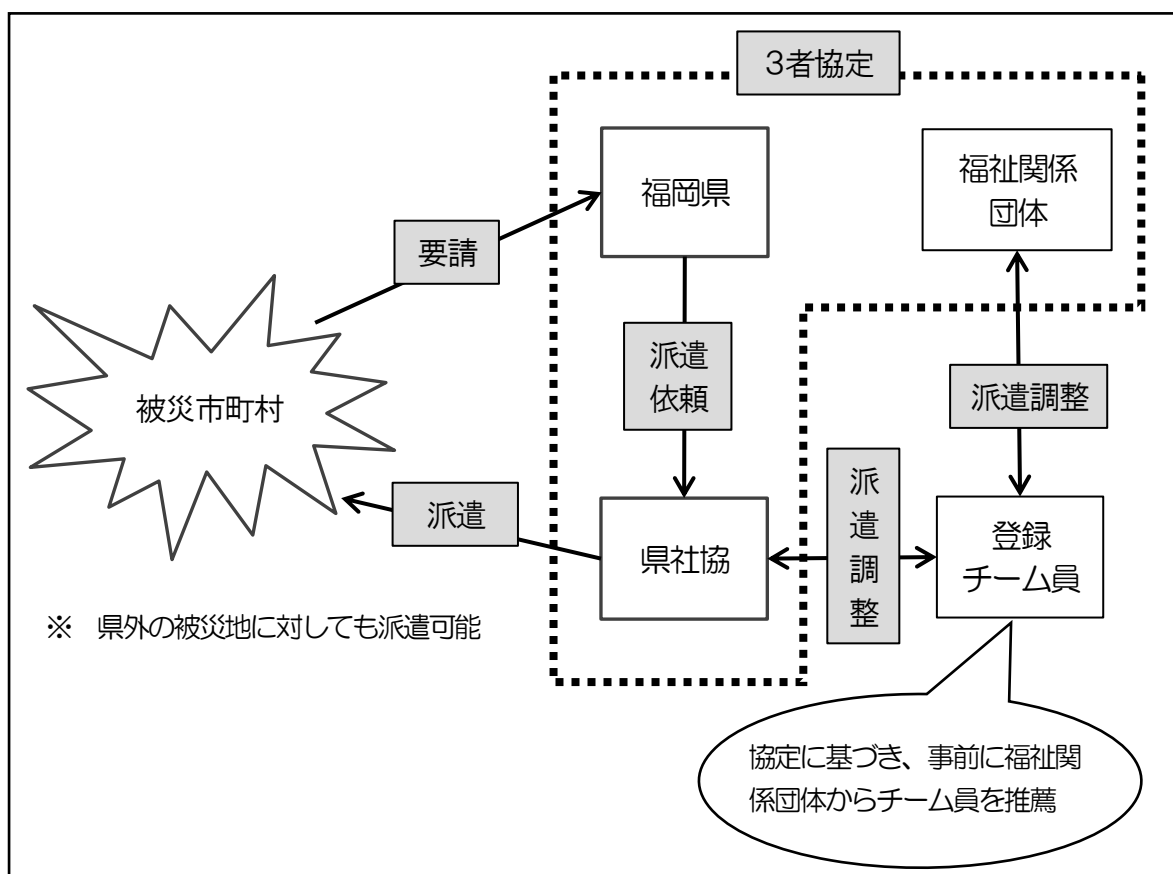
3 締結団体一覧

社会福祉施設関係団体	福祉職能団体	その他
福岡県乳児院協議会	公益社団法人 福岡県介護支援専門員協会	社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
福岡県児童養護施設協議会	公益社団法人 福岡県介護福祉士会	
福岡県母子生活支援施設協議会	一般社団法人 福岡県言語聴覚士会	
福岡県身体障害者施設協議会	公益社団法人 福岡県作業療法協会	
福岡県知的障がい者福祉協会	公益社団法人 福岡県社会福祉士会	
福岡県老人福祉施設協議会	福岡県手話の会連合会	
福岡県婦人保護・救護施設協議会	一般社団法人 福岡県精神保健福祉士協会	
福岡県社会福祉法人経営者協議会	公益社団法人 福岡県理学療法士会	
公益社団法人福岡県保育協会		
公益社団法人 北九州高齢者福祉事業協会		

○ 3者の役割分担

<p>福岡県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定団体に対する DWAT チーム員の推薦依頼 ・ DWAT チーム員への研修費用等の県社協に対する財政支援 ・ DWAT 派遣に係る被災自治体や県社協との調整
<p>社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ DWAT チーム員の登録、管理 ・ DWAT チーム員に対する研修 ・ DWAT 派遣に係る協定団体との調整、チームの編成
<p>福祉関係団体 (施設関係団体及び職能団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員施設、会員との連絡調整 ・ 団体の会員施設、会員等から DWAT チーム員の推薦

○ 災害時の活動スキーム

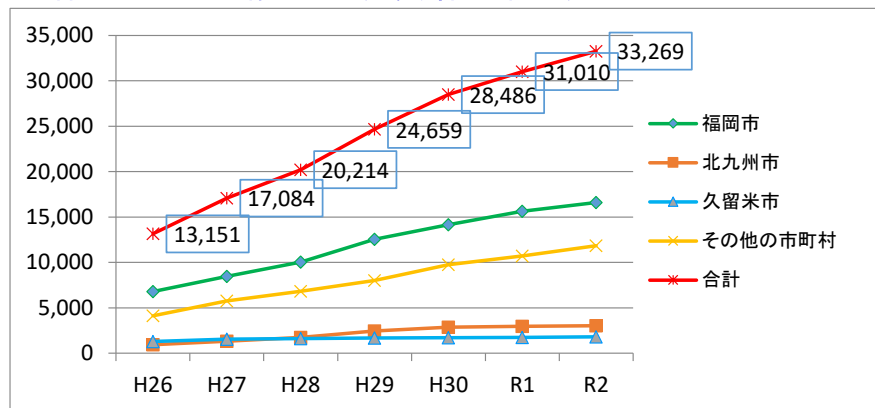


子育て環境の整備

国の保育所等整備交付金や福岡県子育て応援基金を活用し、市町村が実施する保育所の創設や増改築などを支援することにより、早期の待機児童の解消を目指しています。

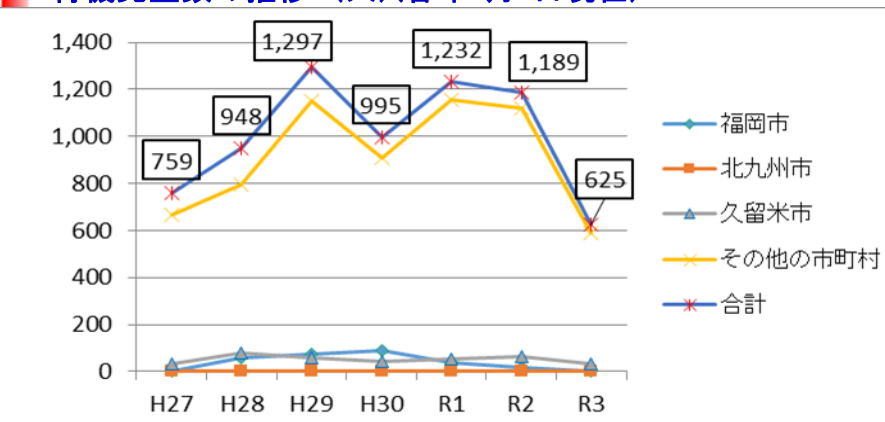
【保育所等の整備と待機児童】

保育所等の整備による定員増（累計、人）



・平成21年度から令和2年度までの整備により、累計で33,269人定員増。

待機児童数の推移（人）(各年4月1日現在)



・令和3年4月1日現在で625人と平成27年度以降最小。

令和3年度 保育所等の施設整備

・施設整備により、保育所(1,054人)、認定こども園(272人)、小規模保育(149人)、計1,475人の定員増を計画

保育所等の設置状況(令和3年4月1日)

・保育所 968か所(うち北九州市147,福岡市286,久留米市66)
 ・認定こども園 177か所(うち北九州市 41,福岡市 8,久留米市20)
 ・地域型保育事業291か所(うち北九州市69,福岡市 160,久留米市 4)

待機児童解消への取組み

・待機児童解消に向け、県では、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする第2期「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」において、令和6年度までに待機児童をゼロとする目標を設定。
 ・国では、「新子育て安心プラン」を公表(令和2年12月21日)。令和3年度から6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備。
 ・今年度、アドバイザー派遣や補助事業の実施により、市町村に対し、多様な受け皿整備や保育士確保を働きかけ。

保育人材の確保対策・保育士の処遇改善

【保育人材の確保】

・保育士の離職を防止するため、保育士の負担軽減に向けた働き続けられる職場環境構築事業を実施
 ・潜在保育士の復職を促すため、就職支援を強化
 ・新たに保育士資格保有者届出制度、保育人材の相談窓口を開始

【保育士の処遇改善等】

・処遇改善の要件とされる保育士等キャリアアップ研修の実施

「福岡県障がい者長期計画（第3期）」及び「福岡県障がい者福祉計画（第5期）・福岡県障がい児福祉計画（第2期）」の策定について

1 計画の位置付け

○福岡県障がい者長期計画（計画期間：R3～R8）

障がいのある人の自立や社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定。施策体系、施策の方向について定めるもの。

（根拠法令：障害者基本法第11条第2項）

○福岡県障がい者福祉計画・福岡県障がい児福祉計画（計画期間：R3～R5）

「長期計画」に規定する施策を具体化するために策定。県内市町村が計画する障がい福祉サービス等の必要見込量について取りまとめるもの。

（根拠法令：障害者総合支援法第89条・児童福祉法第33条の22）

2 計画の概要

<基本目標>

障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

<計画の特徴>

（1）重症心身障がい・医療的ケア児者への支援の充実について

医療的ケアが必要な人が増加している中で、医療型短期入所事業所の確保など支援体制の整備が求められていることから、重症心身障がい・医療的ケア児者への支援の充実に取り組む。

（2）発達障がい児者への支援の充実について

発達障がいのある人が増加している中で、早期発見・早期支援やライフステージを通じた切れ目のない支援が求められていることから、発達障がい児者への支援の充実に取り組む。

(3) 工賃向上に向けた取組の拡大について

本県の工賃水準は全国的に低い水準であるため、抜本的な対応が求められている。障がい福祉分野での支援実績を有する日本財団との連携のもと、障がいのある人向け受注業務の営業を専門とする民間企業の活動により、共同受注窓口の活性化を図る。

(4) 新型コロナウイルス感染症等や大規模災害時における支援について

- こども療育センター新光園において、重症心身障がい・医療的ケア児等を介護する家族が新型コロナウイルス感染症等に感染した場合や大規模災害が発生した場合などの緊急事態にあっても当該児等を受け入れることのできる体制を整備する。
- 新型コロナウイルス感染防止のために、密集・密接・密閉を避ける対策が求められるなか、障がいのある方は、周囲の方々と十分な意思疎通ができない、物理的な距離が確保できないといった事態に直面。このため、啓発動画等の活用により、障がいのある方への合理的配慮について県民への一層の浸透を図る。

<数値目標>

県独自目標を以下のとおり設定（目標年度：令和5年度）

項目	実績	目標
こども療育センター新光園における医療的ケア児の受入体制の整備	—	20床の受入可能体制の整備
就労継続支援B型事業所で働く障がいのある人の平均収入月額	14,215円	20,000円以上

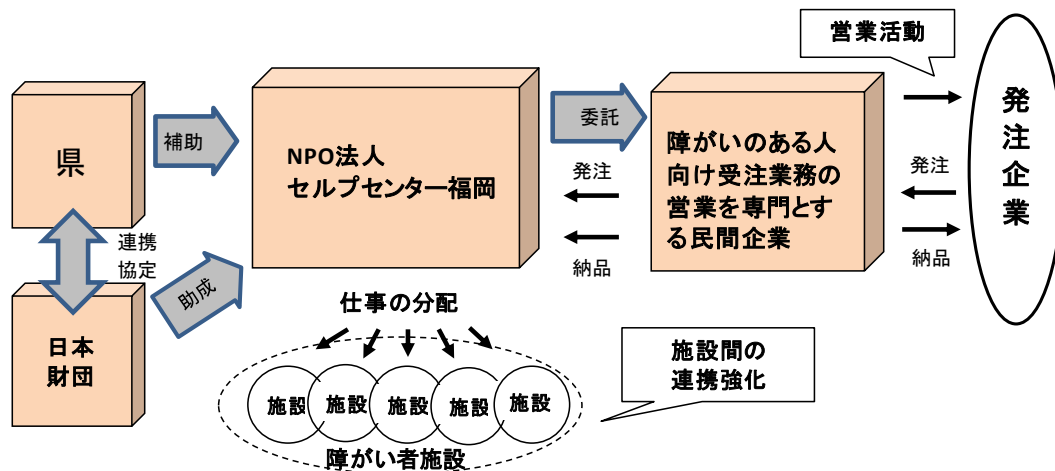
《施策体系》

第1節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> 1 障がい者を理由とする差別の解消の推進 2 権利擁護の推進、虐待の防止
第2節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 1 福祉のまちづくりの総合的推進 ～すべての人に住みよいまちづくり 2 住宅の確保 3 移動しやすい環境の整備等 4 アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進
第3節 情報化の促進と意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報通信における情報アクセシビリティの向上 2 情報提供の充実等 3 意思疎通支援の充実 4 行政情報のアクセシビリティの向上
第4節 防災、防犯、消費者保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災対策の推進 2 防犯対策の推進 3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
第5節 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 意思決定支援の推進 2 相談支援体制の構築 3 地域移行支援、在宅サービス等の充実 4 障がいのある子どもに対する支援の充実 5 障がい福祉サービスの質の向上等 6 福祉用具の研究開発及び身体障がい者補助犬の育成等 7 障がい福祉を支える人材の養成・確保 8 研修体制の充実
第6節 保健・医療・福祉分野の連携による支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 保健・医療サービスの充実 2 重症心身障がい・医療的ケア児者の支援の充実 3 発達障がい児者の支援の充実 4 精神保健福祉施策の充実 5 難病に関する保健・医療施策の推進 6 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療
第7節 行政等における配慮の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 行政機関等における配慮及び障がいのある人への理解の促進等 2 選挙等における配慮等 3 司法手続等における配慮等 4 資格に関する配慮等
第8節 雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> 1 総合的な就労支援 2 経済的自立の支援 3 障がい者雇用の促進 4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 5 障がい者施設における就労支援の充実・強化
第9節 教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 インクルーシブ教育システムの推進 2 教育環境の整備 3 高等教育における障がいのある学生の支援の推進 4 生涯を通じた多様な学習活動の充実
第10節 文化芸術活動・スポーツ等の振興	<ul style="list-style-type: none"> 1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 2 スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック競技等の障がい者スポーツの競技力向上

西日本初！公益財団法人日本財団との間で、 「働く障がいのある人への支援のための連携協定」を締結しました

- 福岡県では、障がいのある人の自立を支援するため、障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売促進に取り組んでいます。
- 令和3年7月2日、福岡県は公益財団法人日本財団と障がいのある人の就労機会拡大と工賃向上を目指した連携協定を、全国で2番目、西日本では初めて締結しました。
- この協定に基づき、企業への営業活動による障がい者施設への受注拡大を図るとともに、受注する障がい者施設間での連携を強化するなど、福岡県と公益財団法人日本財団双方の強みを活かした取組みを協働で展開します。

1 事業スキーム



2 日本財団の概要

- (1) 設立 昭和37年10月1日
- (2) 活動内容 ボートレース事業からの拠出金をもとに、海洋・船舶に関する問題の解決、福祉や教育の向上などの活動を推進
- (3) 会長 笹川 陽平
- (4) 基本財産 287億円 (令和2年度末時点)
- (5) 事業実績 477億円 (令和2年度実績)

「第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画」の策定について

1 計画策定の趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現が求められています。福岡県では、こうした社会の実現に向けて、平成28年3月に「福岡県子どもの貧困対策推進計画」（第1期）を策定し、全庁を挙げて、子どもの貧困対策の総合的な取組みを進めてきました。

このたび、第1期計画が令和2年度末をもって終了することから、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする第2期計画を策定しました。本計画に基づき、市町村や民間団体等の協力をいただきながら、官民一体となって子どもたちを支援していきます。

2 計画の位置づけ

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく都道府県計画

3 計画の概要

(1) 計画の期間

令和3年度から令和7年度（5年間）

(2) 計画の基本目標及び重点方針

（基本目標）

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県を目指す。

（重点方針）

- ① 親の妊娠・出産期から切れ目のない支援体制の構築
- ② 支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進
- ③ 地域の実情を踏まえた市町村における取組みの支援
- ④ 地域の関係者が一体となって行う支援

(3) 前計画との主な変更点

- ・国の「子供の貧困対策に関する大綱」において設定されている指標のうち県数値が把握できる20項目及び県独自に6項目を設定し、それぞれに目標値を設定
- ・地域の実情に応じた市町村の取組への支援や、民間団体同士又は民間団体と行政の連携を明記
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響について追加

4 数値目標

(大綱指標のうち都道府県数値がある項目)

項目	福岡県数値	目標値	福岡県数値の基準日・出典等
○生活保護世帯に属する子ども			
高等学校等進学率	91.7%	94.5%	平成31年4月1日現在 厚生労働省社会・援護局保護課調べ
高等学校等中退率	5.7%	3.8%	
大学等進学率	40.5%	47.8%	
○児童養護施設の子どもの			
進学率（中学校卒業後）	92.1%	98.1%	令和元年5月1日現在
進学率（高等学校等卒業後）	24.2%	29.3%	福祉労働部児童家庭課調べ
○全世帯の子どもの			
高等学校中退率	1.3%	観測指標	令和元年度
高等学校中退者数	1,734人	観測指標	文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
○スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合及びスクールカウンセラーの配置率			
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校）	97.8%	観測指標	令和元年度 教育庁教育振興部義務教育課調べ
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（中学校）	98.5%	観測指標	
スクールカウンセラーの配置率（小学校）	39.8%	100%	
スクールカウンセラーの配置率（中学校）	100%	100%	
○就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）			
就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	100%	100%	平成30年度 教育庁教育振興部義務教育課調べ
○新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況			
入学前支給を実施した市町村の割合（小学校）	80.3%	100%	令和元年度 教育庁教育振興部義務教育課調べ
入学前支給を実施した市町村の割合（中学校）	82.0%	100%	
○ひとり親家庭の親の就業率			
親の就業率（母子家庭）	78.4%	81.0%	平成27年度 総務省統計局国勢調査
親の就業率（父子家庭）	84.6%	88.1%	
○ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合			
母子世帯	45.7%	48.1%	平成27年度 総務省統計局国勢調査
父子世帯	67.4%	69.4%	
○ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合			
母子世帯	44.3%	51.0%	平成28年11月1日現在 福岡県ひとり親世帯等実態調査、北九州市ひとり親家庭等実態調査、福岡市ひとり親家庭実態調査、久留米市ひとり親家庭実態調査
父子世帯	25.9%	37.9%	

(福岡県独自項目)

項目	福岡県数値	目標値	福岡県数値の基準日・出典等
子ども支援オフィスの相談者のうち、「公共料金の未払いがある」と答えた方の割合 ※1	電気料金	52.2%	令和2年7月末現在 福祉労働部保護・援護課調べ
	ガス料金	45.7%	
	水道料金	45.7%	
子ども支援オフィスの相談者のうち、「重要な事柄の相談相手がない」と答えた方の割合	19.6%	観測指標	
子育て女性就職支援センターによる就職者数	3,932人 (5年間合計)	5,000人 (5年間合計)	平成27年度から令和元年度合計 福祉労働部新雇用開発課調べ
ひとり親サポートセンター登録者の就職率	74.7%	78.6%	令和元年度 福祉労働部児童家庭課調べ
児童扶養手当を受給している世帯数 ※2	31,967世帯	観測指標	令和元年度末現在 福祉労働部児童家庭課調べ
子どもの貧困対策推進計画を策定した市町村数	24市町	60市町村	令和2年5月現在 福祉労働部保護・援護課調べ

観測指標とは「取組の結果に対しての効果を測ることが困難なもの」又は「現状を把握するもので目標設定に馴染まないもの」を指す。

※1 福岡県数値は過去の未払い経験も含む。

※2 児童扶養手当を受給している世帯のうち一部受給を除く。